

2025（令和7）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

- 1 2023年9月20日午後11時頃、X（27歳・男性・身長175cm・体重80kg）とY（28歳・男性・身長177cm・体重75kg）は、A公園内に設置されたベンチに座り、缶ビールを飲みながら雑談をしていた。しばらくして、Xは、「トイレに行ってくるわ。」と言って、A公園内のトイレに向かった。用を足し終えたXがトイレを出て、Yが座っているベンチの方に向かって歩いていたら、V（22歳・男性・身長180cm・体重83kg）が、ベンチ（Yが座っているベンチから20メートルほど離れた場所に設置されたもの。以下「本件ベンチ」という。）に座り、スマートフォンで誰かと通話をしているのを見つけた。Vは、恋人のBと通話していたが、Bと口論になったため、V所有のバッグ（以下「本件バッグ」という。）を本件ベンチに置いたまま本件ベンチから立ち上がると、本件ベンチから、5メートル程度、歩いて離れ、その場において、本件バッグに背を向けた形で、スマートフォン越しにBを怒鳴ったり、なじったりしていた。
- 2 その様子を見たXは、「Vは通話に夢中になっているので、本件バッグを持ち去ることができそうだ。本件バッグの中の金目のものを自己のものにしよう。」と考え、本件ベンチに近寄ると、そこに置かれていた本件バッグを手にとり、小走りでYが座っているベンチの方に向かった。
- 3 背後で小走りに人が立ち去る様子を察知したVが、振り返って、本件ベンチの方を見たところ、そこに置いていた本件バッグがなくなっていた。急いで通話を終えたVが周囲を確認したところ、本件バッグを持ったXが遠ざかっていくのが見えた。Xに本件バッグをとられたと思ったVは、Xの方に走り寄ると、Xに対して、「それは俺のバッグだろう。返せ。」と言って、本件バッグに手をかけた。Xは、本件バッグを取り返されることを防ごうと考え、Vの顔面を右手拳で1回強く殴打したが、Vはそれに怯まず、Xに組み付いて、本件バッグを取り戻そうとしたため、XとVは揉み合いになった。なお、Xの上記殴打行為によりVは口腔内裂傷の傷害を負った。
- 4 上記2及び3に記載された事実をベンチに座って見ていたYは、Xに加勢して、Xが取得した本件バッグを取り返されることを防ぎ、その中の金目のものを自分たちのものにしようと考え、Xの方に駆け寄ると、Xに対して、「助けに来たぜ。」と言った。それを聞いたXは、上記2及び3に記載された事実を見ていたYが、本件バッグを取り返されることを防ぎ、その中の金目のものを自分たちのものにするために、駆け付けてくれたのだと考え、Yに対して、「おう、助かったぜ。」と言うと、自己に組み付いているVを地面に投げ飛ばした。それを見たYが、投げ飛ばされたVの腹部を右足で思い切り蹴り上げたところ、Vは腹部を押さえて、動かなくなった。Vが動けなくなったのを見たXは、本件バッグを持って、YとともにA公園から走り去った。
- 5 同日午後11時30分頃、YとともにA公園を立ち去ったXが、A公園から1キロメートルほど離れた場所にある、C川に架けられたD橋の上で、Yとともに本件バッグの中身を確認したところ、現金4万円在中のV所有の財布が入っていた。Xは同財布の中から現金4万円を取り出すと、2万円をYに渡し、2万円を自己のものとした。その後、XはYと相談した上で、本件バッグと上記V所有の財布をD橋の上からC川に投げ捨てた。
- 6 なお、上記4に記載されたX及びYのVに対する行為によりVが傷害を負うことはなかった。

以上